

感染症の予防及び まん延防止のための指針

(改定日：令和5年7月1日)

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 基本方針

高齢者複合施設ライムライト:特定施設/短期入所/通所介護事業所（以下「当事業所」という。）は、高齢者が集団で生活・利用する場であり、感染症が発生した場合には重症化や感染拡大のリスクが高い環境にあります。そのため、当事業所は「標準予防策（スタンダード・プリコーション）」の観点に基づき、全職員が感染症に対する正しい知識を持ち、平常時からの予防対策の徹底と、発生時の迅速かつ適切な対応を行うための体制を整備し、利用者及び従業員の健康と安全を守ります。

2. 平常時の対策に関する事項

感染症の予防のため、日常業務において以下の対策を徹底します。

（1）事業所内の衛生管理（環境の整備等）

- 換気と環境整備： 定期的な換気を行い、適切な温度・湿度を保持します。
- 清掃と消毒： 施設内の共有スペース、居室、トイレ、浴室等の定期的な清掃および手が頻繁に触れる場所（手すり、ドアノブ等）の消毒を実施し、清潔な環境を保持します。
- 食品衛生管理： 食中毒予防のため、厨房設備および調理器具の衛生管理、食品の適切な保管と調理、配膳時の衛生管理を徹底します。

（2）ケアにかかる感染対策（標準予防策等）

- 手洗いの徹底： ケアの前後はもちろん、排泄介助後、食事介助前、外から事業所に入るときなど、適切なタイミングでの流水と石鹸による手洗い、またはアルコール等による手指消毒を徹底します。
- 個人防護具（PPE）の適切な使用： 血液、体液、分泌物、排泄物等に触れる可能性がある場合や、飛沫感染・空気感染の恐れがある場合は、手袋、マスク、エプロン、ガウン、ゴーグル等を適切に使用し、正しい手順で着脱します。
- 健康管理： 従業員は出勤前に体温測定と体調確認を行い、発熱等の症状がある場合は出勤を停止し、管理者に報告します。また、利用者の毎日の健康状態（体温、呼吸器症状、消化器症状等）の観察を徹底します。

3. 発生時の対応に関する事項

事業所内において感染症の発生が疑われる場合、または発生した場合は、被害を最小限に食い止めるため、以下の対応を迅速に行います。

（1）発生状況の把握

発熱、嘔吐、下痢、発疹などの症状を呈する利用者が発生した場合、速やかにバイタルサインの測定と症状の確認を行い、対象者の人数や症状の程度等の状況を把握します。

（2）感染拡大の防止

- 隔離等の措置： 感染が疑われる利用者を移動し（ゾーニング）、専任の担当者を配置する等、他の利用者との接触を避ける措置を講じます。
- 感染対策の強化： 症状に応じた経路別予防策（接触・飛沫・空気感染予防策）を追加で実施し、個人防護具（PPE）の使用と環境消毒を強化します。

（3）医療機関、保健所、行政機関等との連携と報告

- 医療機関等への連絡： 速やかに協力医療機関または主治医へ報告し、受診や指示を仰ぎます。
- 保健所・行政機関への報告： 法令や自治体の基準に基づき、指定の報告基準（同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に複数名以上

発生した場合等）に該当する場合は、速やかに行政機関の介護保険担当課および管轄の保健所へ報告し、その指示に従います。

（４）家族等への連絡

感染等の事実や状態、施設における対応状況等を、対象利用者の家族へ速やかに報告します。

４．発生時における連絡体制

発生時の連絡の遅れや漏れを防ぐため、以下の連絡体制を整備し、全従業員に周知します。

（１）事業所内の連絡体制

- 異常を発見した従業員は、直ちに管理者、看護職員、または各部門の責任者に第一報を入れます。
- 夜間や休日等、管理者が不在の場合の緊急連絡網（オンコール体制）を整備し、常に指示を仰げる体制を確保します。

（２）関係機関への連絡体制

- 協力医療機関、管轄保健所、行政機関等への連絡先一覧（別紙１：関係機関連絡先一覧）を事業所内の見やすい場所に掲示・備え付けます。

５．感染症対策委員会の設置と運営

事業所内の感染対策を総合的に企画・推進するため、「感染症対策委員会」を設置します。

- 管理者を委員長とし、看護職員、介護職員等の代表等で構成します。（別紙２：感染症対策委員会構成一覧）
- 委員会は、おおむね６か月に１回以上、定期的に開催するほか、感染症発生時等に必要に応じて随時開催し、対策の検討や本指針の見直し等を行います。

６．従業員に対する研修及び訓練（シミュレーション）

（１）感染症予防研修の実施

全従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を、年１回以上定期的に実施するとともに、新規採用時にも実施します。

（２）訓練（シミュレーション）の実施

平時からの備えとして、感染症発生時を想定した発生時の対応訓練（隔離、防護具の着脱、汚物処理等のシミュレーション）を年１回以上実施します。

７．当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者やその家族、および従業員がいつでも確認できるよう、事業所内の見やすい場所に備え付けるとともに、高齢者複合施設ライムライトのホームページ等においても公開します。※公式ウェブサイト：<https://limelight.zuishou.net/>

附則

本指針は、令和５年７月１日より施行する。

関係機関連絡先一覧

◆医療機関

名称	電話番号	FAX番号	メールアドレス
医療法人社団緑会 ザイタックスクリニック	087-867-1177	087-867-1187	

◆行政機関

名称	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
香川県長寿社会対策課	087-832-3266	087-806-0206	
さぬき市健康福祉部長寿介護課	0879-26-9904	0879-26-9948	
東讃保健福祉事務所	0879-29-8260	0879-42-5881	

◆法人運営

名称	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
社会福祉法人瑞祥会（本部）	0879-25-0674.	0879-25-9638	minato@zuishou.net
管理者 小川 智生	080-4037-9232		tomoki.ogawa@zuishou.net

感染症対策委員会構成一覧

役割	役職	氏名	所属	主要資格
委員長	管理者	小川 智生		
副委員長	主任	富田 真紀	ショートステイ	准看護師
委員	副主任	小山 嗣人	特定施設	介護支援専門員
	副主任	山下 大輔	ショートステイ	介護支援専門員
	副主任	砂川 恵美子	デイサービス	介護福祉士
	副主任	岡田 一也	ショートステイ	介護福祉士
	リーダー	中西 祥子	特定施設	介護支援専門員
	リーダー	佐々木満理奈	ショートステイ	社会福祉士
	リーダー	小西 千景	特定施設	介護福祉士
	リーダー	藤井 佐世子	特定施設	介護福祉士
	リーダー	野網 聖恵	特定施設	介護福祉士
	リーダー	和田 一憲	ショートステイ	介護福祉士
		阿佐 美奈	特定施設	准看護師
		岡田 瑠奈	ショートステイ	管理栄養士

※委員長は高齢者複合施設ライムライトの管理者とする

※副委員長は高齢者複合施設ライムライトの主任とする

附則

本指針は、令和5年7月1日より施行する。

附則

本指針は、令和7年4月1日より施行する。

附則

本指針は、令和8年4月1日より施行する。